

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
(株) N J S	東京都港区芝浦1-1-1

2 指名停止措置期間 平成28年2月2日～平成28年8月1日（6箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設コンサルタント等

4 事実概要

(株) N J Sの使用人が千葉県千葉市発注の「南部浄化センター外1機械・電気設備更新実施設計業務委託」の

5 指名停止理由

公正取引委員会から独占禁止法第3条の違反業者として告発されたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年要領第1号）第2条第1項及び別表第2第6号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第6号〉

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6箇月以上12箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)